

鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県公立高等学校学び直し支援金(以下「本支援金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、高等学校等を中途退学した者が、県立高等学校に再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間の経過後も授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として交付する。

(支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次条の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本支援金を交付する。

(支給要件)

第4条 本支援金は次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
 - (2) 法第2条に規定する高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
 - (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
 - (4) 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)
 - (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
 - (6) 学び直し支援金の支給を通算して12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。第4項において「令」という。)第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月)以上受けていない者
 - (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
 - (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月

を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

（支援金の額）

第5条 本支援金の額は、前条第3項に定める学び直し支援金の額とする。

（受給資格の認定）

第6条 生徒は、本支援金の支給を受けようとするときは、別に定めるところにより、鳥取県教育委員会教育長に対し、その在学する高等学校等における就学について、本支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（代理受領等）

第7条 鳥取県教育委員会は、前条の認定を受けた者に代わって本支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の認定を受けている者については、第4条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(別表)

	支給限度額	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで

鳥取県公立高等学校学び直し支援金事務取扱要領

平成27年4月制定
令和2年4月全部改正

1 趣旨

この要領は、鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱（平成27年3月30日付第201400163642号教育長通知。以下「交付要綱」という。）第6条及び第8条により、要綱の施行に必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

2 対象となる者

県立高等学校に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）を超える者）
 - ※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）
 - ※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。
- ⑤ 高等学校等を退学したことがある者
 - ※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。
- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者
 - ※ 高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
 - ※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。
 - ※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

3 支給期間

- ① 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。
 - ※ 高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。

- ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- ③ 学び直し支援金の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について
- i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合
 学び直し支援金の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、高等学校等（定通）以外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）」という。）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。
- ii) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合
 学び直し支援金の対象者が、高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。
- ※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、8のとおりとする。

4 支給額及び支給限度額

学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

- ※ 令和2年3月以前から学び直し支援を受けている生徒についても、令和2年4月以降は改正後の支給限度額を適用する。ただし、単位制高等学校等の生徒であって、改正前の支給限度額を年額により設定している場合などに、改正前の支給限度額のほうが改正後の支給限度額よりも高くなることがあるが、このような場合の令和2年4～6月分の支給については、改正前の支給限度額を適用することとして差し支えない。
- ※ 令和2年4～6月分の支給額決定に際して、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、改めての所得判定を不要とする。
- ※ 単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、8のとおりとする。

(別表)

	支給限度額	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで

5 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、「受給資格認定申請書」に保護者等（生徒の親権を行う者等）の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等（令和2年6月支給分までの受給資格認定申請においては、**道府県民税所得割額と市町村民税所得割額**）を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する高等学校を經由して、県に提出し、その認定を受けるものとする。

なお、高等学校等就学支援金の認定を受けていた者が、当該認定に係る所得確認を受けた期間（7月から翌年6月まで）（以下「所得確認期間」という。）において、学び直し支援金を受給しようとする場合は、高等学校等就学支援金受給資格認定通知の写し等（当該所得確認期間について高等学校等就学支援金の認定を受けていたこ

とがわかる書類)に代えても差し支えないものとする。

6 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、県の定める日までに、**課税証明書**等を添付した「収入状況届出書」を、在学する高等学校を經由して、県に提出するものとする。

7 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を、在学する高等学校を經由して、県に申し出ることができる。

8 1単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下のとおりとする。

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等(全日制) : 12月
- ② 高等学校等(定通) : 24月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで

- i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
- ii) 就学支援金の支給対象単位数
- iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない(iiの単位数が存在しない)場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

- ③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 当該年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等(A校)を退学し、さらに別の単位制高等学校等(B校)に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

(3) 支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第II第一章を参照。

(4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

- ① 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。
- ② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象として差し支えない。

- ③ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。
- ④ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（(1)に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（(2)①に係る残りの単位数）であり、前籍校における（2）②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において（2）②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、（2）①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有しないこととする。
- ※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑦を適宜参照。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑦を適宜参照。

9 県及び学校における事務

- (1) 交付要綱及びこの要領に定めるもののほか、学び直し支援金に関する県及び学校の事務手続については、高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付25文科初第1455号文部科学省初等中等教育局長通知）及び高等学校等就学支援金事務処理要領（平成26年4月文部科学省制定）を参照の上、就学支援金制度に準じて行うものとする。
- (2) 学び直し支援金の事務手続に必要な様式については、高等学校課長が別に定める。

10 留意事項

- (1) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。
- また、課税証明書等、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。
- (2) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。